

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊橋市若松町字中山101番地の34
氏 名 株式会社 明輝クリーナー
代表取締役 小島 孝信
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

令和6年2月28日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、次の条件を付して許可する。

令和6年3月8日

田原市長 山下 政 良 印



事業の 範 囲	事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
	取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
区域	田原市一円	
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	
収集運搬の方法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、同法施行令第3条に定める基準に基づき行わなければならない。	
附帯事項	1 田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例並びに同規則に定める条項を遵守すること。 2 収集運搬に当たっては、特に一般廃棄物の飛散及び流出のないように留意すること。 3 この証は他人に貸与し、又は譲渡しないこと。	

お世話になります。田原市役所廃棄物対策課の眞木です。
一般廃棄物収集運搬業許可申請書の副本をお返しします。
合わせて新許可証、更新手数料の納付書もお送りいたします。

上記に際し、以下ご承知おきください。

- ①更新手数料1000円を期限までに納付願います。
- ②旧許可証は期限が切れた後に返却をお願いします。